

4 提言・提案

(1) モデル提示

①要援護者をもれなく把握する仕組みのシステム化

- 人口規模が小さく顔見知りの多い地域であっても、地域特性に係わらず年齢で線を引かない「制度からもれる者をもれなく把握する」仕組みをシステムとして構築することが重要である
- 上記のようなシステム化には、市町村が主体的に取り組まなければ不可能。
- 市町村が保有している行政情報を突合し、要援護者名簿を作成・把握する。
- その際、個人情報の第三者提供等が課題となるため、各市町村の個人情報保護条例で必要な事項を定めるとともに、各市町村の個人情報保護審査会で個人情報の取り扱いについて、事前協議・承認を行うこと。
- 災害時要援護者名簿、介護保険情報、障害者手帳情報等を有効活用すること。
- 要援護者名簿は、民生委員児童委員や自治会等が保有している住民情報と行政情報を突合することで実態に近い地域住民の把握が可能となる。
- 要援護者名簿を地域実態と近いものに維持していくために、年1回程度要援護者名簿の更新をすることが望ましい。

②要援護者をもれなく支援する体制の作り方

- 民生委員児童委員や自治会等これまで地域の支援を担ってきた人々を大切にしながらも、新たな人材を養成し、これまで地域の支援を担ってきた人々と連携しながら取組む仕組みを構築する。
- 過疎地域や中山間地等、今後10年間で担い手の高齢化と減少が大きく影響してくる自治体や地域コミュニティを見据え、人材育成を検討する。
- 生活・介護支援センターの養成課程を活用して、新たな人材を養成し、訪問支援の担い手とする。
- 「顔の見える関係」を維持しながら、地域の見守り・買い物支援等の基盤支援を構築する。

- 定額の有償の仕組みを導入し、要援護者にとってもサービス利用を対等な関係で利用者として利用するしくみを構築する。
- 団地自治会等がNPO法人を取得し、地縁組織が買い物支援や孤立死防止に取り組む。

③地域の自主財源づくりの方法

- 地域の特産物を地域福祉応援グッズとして商品開発し、見守り活動の象徴として販売。その金額に寄付金を上乗せし、地域福祉の自主財源とする。
- 市外に居る親族に地域や要援護者の情報を提供し、ふるさと募金やふるさと納税に協力してもらう。
- 地域の商工会と福祉部局が連携し、商店街の商品券やポイント制度を活用する等、支え合いの取組みの実績が地域に還元される仕組みを構築する。
- 寄付付きの自動販売機を設置して自主財源を確保する。
- 自治体独自の基金を創設し、福祉財源を確保する。
- 赤い羽根の共同募金から活動費の配分を受ける。
- 地域福祉基金のあり方を見直し、新たな活用方法を検討する。
- 市町村単位に地域福祉財源を助成するための委員会を創設し、住民に見える地域の財源づくりと助成を行う仕組みが必要である。

(2) 本事業の全国展開

- 本事業の成果を全国に普及させるためには、当面、国による積極的な支援が必要であるとともに、平成23年度まで事業を実施してきた地域福祉推進市町村による協力も必要である。
- 地域福祉推進市町村は、新規に事業に取り組む市町村に対して、全国会議やブロック会議、各種セミナー等の場での情報提供や視察の受け入れ等により普及に協力するとともに、課題として残っている事項についても引き続き取り組むことが重要である。
- 国も、引き続き本事業に取り組む市町村に対する財政的な支援や個別の相談や情報提供を行っていくべき。

- 13県の市町村がモデル事業未実施であるため、これらの県における取組が必要である。

(3) 今後重要と考えられる取組み

①制度からもれる者と社会的孤立

- 本報告書でこれまで述べてきたように、いわゆる「孤立死」という大変痛ましい事案がこれまで頻繁に報道されている。従来、多くの自治体は「孤立死」防止対策の主な支援対象としては、高齢者のみの世帯、高齢あるいは障害単身世帯に重点を置いた施策を実施してきた。
- しかしながら昨今の孤立死事案を見てみると、世帯内の生計中心者（もしくは介護者）の急逝により、その援助を受けていた方も死に至る事案や、30代、40代の家族が同居しているにもかかわらず、家族全員が死に至っている事案など、上記のような世帯に限らず発生している。
- このような実態を踏まえ、厚生労働省は、先般、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月23日社援発0223第3号社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）を発出した。
- その後、さらに関係機関等に対して関係課長から関連する通知を発出し、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築等や、地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約されるよう依頼している。
- 関係省庁においても、様々な関係機関の連携強化、情報の一元化のための体制構築あるいは個人情報の取扱いに係る通知が発出されているところである。
- また、平成24年2月以降に各省庁から個別に発出した通知も含め、改めてその防止対策を取りまとめ、先進的な取組を実施している地域の事例も交えた総合的な通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成24年5月11日社援地発0511第1号社会・援護局地域福祉課長通知）を発出した。
- 安心生活創造事業推進検討会の中でも孤立死対策については、
 - ・ 従来想定していなかった人の孤立死事案が発生したが、これらに過剰に対応することで青天井の見守り社会を目指す、というのは必ずしも望まれていないのではないか。

- まずは、全国民が、今まで孤立死の恐れがあるとしていなかった人に対しても新たに注意することが必要であるということを広く共有し、周りの人も、ご本人も気をつけていただく、という働きかけが必要ではないか。
- 「生活困窮者」や「孤立死」という言葉、文言自体が難し過ぎたり人を脅かすようなイメージがあるのではないか。それが支援を求めるに躊躇いを持たせているのではないか。
- ご近所や友達との関係など社会の中で、緩やかでかつつながりが生まれ、安心できるような拠点を増やすことが必要である。
- 個人情報の問題では、行政が先頭に立って解決して欲しい。
- 福祉は元来申請主義をとっているが、本当に支援を必要とする人たちをどうやって把握するか、ということに方向転換する必要がある。
- 自ら支援を求めない、または求めにくい方をとらえていく必要がある。
- 地域包括支援センターをはじめ、地域支援を始めている介護保険事業者も大事な存在である。

などの意見があり、孤立死対策を進めるにあたって参考にされたい。

孤立死防止対策について



- いずれにしても、社会的孤立の防止は、地域福祉の取組みにおいて重要な課題となっており、市町村行政が中心となって取組むべき課題である。

- しかし、市町村行政だけで解決できる課題でもない。社会との接点を持たない、閉じこもりや引きこもりがちな人々を支援していくためには、行政のみならず民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等福祉関係者をはじめ、自治会、電力・ガス・水道や宅配業者等民間事業者など多様な人々との連携・協働が不可欠である。
- 今後の安心生活創造事業をはじめとした地域福祉施策の推進にとって、制度からもれる者を中心とした社会的孤立への対応は、最優先で取組むべき課題であるとの認識が必要であろう。

②総合相談体制の確立

- 安心生活創造事業を実施してきた市町村の中には、既に総合相談体制を構築して取組んできた地域福祉推進市町村もある。その多くが、地域福祉計画の策定を契機として、総合相談体制を構築していることに着目すべきである。この点は後述することとし、ここでは総合相談体制を確立することの必要性及び具体的な方法について、改めて整理しておきたい。
- 相談内容が多様化し、多問題化してきていることは、平成20年3月の『これから地域福祉のあり方に関する研究会報告 地域における「新たな支え合い」を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉ー』でも指摘されているところである。
- 安心生活創造事業で「もれない把握」による要援護者を把握し、「もれない支援体制」を確立していくためには、要援護者のニーズを縦割りの体制でニーズを漏らすことがあっては、「もれない把握」が意味のないものとなってしまう。
- 把握した要援護者のニーズをもれなく把握するための総合相談体制の確立が、次の大きな課題である。
- 実際の総合相談事例として具体例を挙げると、千葉県中核地域生活支援センター（千葉県単独事業、県内健康福祉圏14か所に設置）では、分野に限定しない誰もが地域生活を送るように総合相談を行っている。
- その相談内容は、半数以上が複数ニーズであり、3つ以上のニーズが約3割を占める状況である。多問題家族事例においては、10を超える複数ニーズを総合相談で受けとめている状況である。

- 厚生労働省社会・援護局では、生活困窮者等制度からもれる者を受けとめる「生活支援戦略」について検討を行っている。これらの人々は、多様な課題が絡み合って複雑化しており、ニーズを可視化しにくい状況であると指摘されている。
- これらの人々のニーズを総合相談で幅広く受け止め、抱えている課題を生活困窮者本人にもわかりやすく整理していくことが総合相談に求められると考えている。
- 次に、地域包括支援センターを総合相談体制に発展することも、市町村の先進事例として生まれている。地域包括支援センターは、高齢者の総合相談を行うセンターとして設置されているが、静岡県富士宮市等が、高齢者分野を超えた総合相談体制を確立している事例として全国的に知られている。
- 安心生活創造事業に取組んだ地域福祉推進市町村の中からも、このような取組みが生まれている。千葉県鴨川市では、平成24年4月より地域包括支援センターを発展させて、福祉総合相談センターとして総合相談体制を確立した。この他にも、長野県茅野市や愛知県高浜市、秋田県湯沢市等が総合相談体制を確立している。
- また、地域福祉推進市町村の埼玉県行田市は、障害者の総合相談から発展させ、市役所にトータルケア担当を配置し、福祉関係部局の職員に総合相談の併任辞令が出され、分野横断的なカンファレンスが可能な体制が構築されている。さらに、平成23年度からは地域福祉推進幹（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域安心ふれあい総合センターの設置に向けた府内プロジェクトチームを設け検討を行っている。
- このように、総合相談体制の確立は、先進地域で進み始めている。平成24年度以降の安心生活創造事業では、地域福祉推進市町村の継続内容の一つに、福祉の総合相談を位置付けたところである。今後、さらに総合相談体制の確立に取組む市町村が増加することを期待している。

③地域福祉計画の策定

- 先述したように、地域福祉計画の策定は、先進地域における総合相談体制の確立の重要な契機となっている。また、一昨年の夏のいわゆる「所在不明高齢者問題」や今般の「孤立死」の事案など社会的孤立が多方面から指摘される中で、地域福祉計画の重要性が改めて注目されるようになってきている。

- 昨年には、東日本大震災が発生し、災害時要援護者の把握と支援方法の確立（確認）の必要性が再確認された。今後は、復興のための地域福祉計画策定も求められる段階になってきている。
- 改めて、市町村地域福祉計画は、以下のような内容を盛り込むこととなっている。
 - 1 地域での福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域での社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 4 地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法
- また、都道府県地域福祉支援計画は、以下のような内容を盛り込むこととなっている。
 - 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 3 福祉サービスの適切な利用の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 市町村地域福祉計画は、社会的孤立や災害時要援護者支援等から見守りが必要な方々が確実に見守られている仕組み、システムが求められている。安心生活創造事業で取組んできた「もれない把握」、「もれない体制づくり」の確立は喫緊の課題となり、さらに「地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法について」盛り込むこととなる地域福祉計画の重要性が再確認されているところである。
- 一方、市町村地域福祉計画の策定状況は、平成22年7月31日現在で市区部で695か所(85.9%)、町村部で464か所(49.3%)、全体で1,159か所(66.2%)（策定予定含む）である。
- 都道府県地域福祉支援計画の策定状況は、41か所(87.2%)が策定（策定予定含む）している。市区部では策定が進んでいるが、人口規模の小さい市や町村部において未策定の自治体が多くなっている。
- 今後は、地域福祉計画の策定を契機として、総合相談体制の確立や社会的孤立の防止、買い物支援等NPOなどの民間事業者との連携も進展していることから、都道府県地域福祉支援計画が未策定の都道府県と連携し策定を促すとともに、都道府県と協力しながら策定率の向上に取組むことが重要である。

④「介護予防・日常生活支援総合事業」との関係

- 平成23年6月15日に可決成立し、6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」に基づいて、介護予防・日常生活支援総合事業が創設された。第5期介護保険事業計画に「介護予防・日常生活支援総合事業」を位置づけることが市町村で検討されている。
- 「この介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村の判断により、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業」となっている。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の導入により、要介護認定において「要支援」と「非該当」を行き来するような高齢者に対する、切れ目のない総合的なサービスの提供や、虚弱・引きこもりなど要介護認定されない高齢者に対する円滑なサービスの導入、あるいは自立や社会参加の意欲の高い者に対する、ボランティアによるこの事業への参加や活動の場の提供などが可能となる。
- 安心生活創造事業は、既存の公的サービスの対象とならない状態の人であっても、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らすことができるよう、「見守り」と「買い物支援」を生活維持の最低限の支援である「基盤支援」と位置付け実施してきた。
- 今回の介護保険法の改正により介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたことで、安心生活創造事業の対象として考えてきた高齢者が、新制度を利用することも考えられる。
- 例えば、安心生活創造事業の第一原則として「もれない把握」を行ってきた点について、介護予防・日常生活支援総合事業の二次予防事業対象者の把握に係る事業によって、市町村の要介護者及び要支援者を除く第一号被保険者を対象に実施することとされており、これを活用して高齢者のもれない把握を実施することを検討する市町村もあることが予想される。
- また、生活支援サービスに係る事業によって、要支援者及び二次予防事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業を実施することが想定される。

- 従って、介護予防・日常生活支援総合事業と安心生活創造事業をどのように地域で実践していくかは、それぞれの地域の実情に応じて、両事業の連携の上に実施していくことが十分考えられる。
- しかし、安心生活創造事業は、高齢者の支援に限らず年齢で線を引かないもれなく把握を実施しており、必ずしも高齢者のみの把握を意図したものではない。障害者や65歳未満の中年実年層等の孤立死への対応等、地域の見守りから漏れてしまう傾向の高い人々に関する社会的孤立への対応をしっかりと検討していく視点が不可欠であることを述べておきたい。

⑤安心生活に必要な契約支援・権利擁護

- 近年の認知症高齢者の増加は、地域で暮らしていく高齢者の判断能力が低下していくことが想定され、福祉サービス利用援助や様々な生活上の契約支援など権利擁護が必要となることが考えられる。
- これらは、地域生活をしている知的障害者や精神障害者も同様であり、発達障害者や多重債務を抱えてしまう若者等も家計支援が必要とされ、生活困窮者支援では必要不可欠な支援となっている。これまで、社会福祉法の日常生活自立支援事業や民法の成年後見制度によって、判断能力が不十分な者あるいは判断が困難な者等への支援が行われてきた。
- また、単身世帯が増加している今日的状況の中で、地域で安心生活を送るためにアパート賃貸契約や入院時保証人等、契約時に保証人を必要とするケースが増えている。高齢者や障害者等何らかの支援を必要とする人が単身世帯のため保証人となる人がいない場合、困難を抱える場合が想定されている。
- 今般、老人福祉法が改正され、老人福祉法第32条の2で「後見に係る体制の整備等」が市町村の努力義務とされた。平成24年4月1日より施行されている。同法第32条の2の2で都道府県も市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことのできる人材の育成及び活用を図るために、助言その他の援助を行うよう努力義務とされた。
- また、障害者自立支援法も改正され、平成24年4月1日から「成年後見制度利用支援事業」は任意事業から必須事業に変更されている。

- このように、安心生活を送るためには、契約支援や権利擁護が求められており、安心生活創造事業では法人後見を社会福祉協議会等が実施することの重要性を本事業開始当初より指摘してきた。最高裁判所事務総局家庭局の「成年後見関係事件の概況一平成22年1月～12月」によれば、親族後見人が成年後見人等の全体の6割を切り減少傾向が続いている。
- 弁護士、社会福祉士等の第三者後見人の割合は増加傾向にあるが、専門職後見人は不足しているのが現状である。厚生労働省は、昨年度より「市民後見推進事業」を開始し、市町村における市民後見人の養成について、支援を行う取組みが始まったところである。
- 社会福祉法創設以来、都道府県及び政令市社会福祉協議会を実施主体に福祉サービス利用援助（事業名「日常生活自立支援事業」）を行ってきた。事業規模は、平成23年度実績で約26億円の補助を行っている。
- 社会福祉協議会やNPOによって権利擁護センターや成年後見センターが創設されている。
- 安心生活創造事業開始以降、法人後見を実施する社会福祉協議会が増加傾向にある。安心生活を送るためには、このような権利擁護の支援が必要であり、日常生活自立支援事業と併せ、成年後見制度との連携も含めた権利擁護の取組みが求められている。

⑥要援護者が社会参加・自己実現できる仕組みづくり

- 安心生活創造事業で把握された要援護者は、早期発見、早期対応により、見守りや買い物支援といった基盤支援を利用することにより、自らの生活を自ら組み立てていくことが可能となる。地域の支援ネットワークとつながることにより、社会的に孤立することなく、必要に応じて何らかの支援を受けることができる所以である。
- 一方、安心生活創造事業推進検討会では、「この要援護者が見守られるだけの人にならないか心配」という声が委員よりあった。
- さらに、見守る側、見守られる側となるのではなく、双方向型の支援システムが重要であることが指摘された。Aさんは、あるときは見守り等の支援を受けていても、あるときは誰かを支援することもある。
- 要援護者は、支援を受けるだけではなく、何らかの取組みに社会参加し、自己実現していくことが重要である。このように要援護者が自己実現できる地域社会づくりの視点が不可欠である。

- そのためには、社会的な居場所づくりが重要である。この居場所づくりの取組みは、社会福祉協議会やNPO、自治会等がサロン活動や宅老所、小規模多機能型サービス、共生型施設等により展開されてきた。
- 要援護者が地域社会の中に自らの居場所を見つけ、参加し自己実現していく地域社会づくりが今後の地域福祉の展開においても重要になると考える。

5 おわりに

(1) 残された課題

- 提言・提案の章で述べてきたように、今後の地域福祉の展開では、①社会的孤立、②総合相談体制の確立、③地域福祉計画の策定、④地域包括ケアの展開、⑤契約支援・権利擁護体制の構築、⑥要援護者が社会参加・自己実現できる仕組みづくり、等が必要であると本報告書では考えている。
- 特に、社会的孤立の問題は、孤立死の事案をはじめ、生活困窮者対策の観点等、制度からもれる人々をどのように把握し支援していくのかという大きなテーマを内包している。
- 高齢者、障害者、ひとり親家庭等において制度からもれる人々がいるとともに、自殺、虐待、DV、セクシャルマイノリティ、外国人支援等、市町村行政の窓口では市民が相談を持ちかけにくい、あるいはどこの相談窓口に行ったらよいかわかりにくいようなニーズへの対応も課題となっている。
- 平成24年3月から相談が始まった、「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」では、これらのニーズが相談の中心となり、20~50代の若い層の相談が中心となっている。
- 地域福祉は、このような社会的に排除されている人、社会的に孤立しやすい人々の支援をどのように考えていくのかが大きな課題となっている。
- 安心生活創造事業は、制度からもれる人々の見守り・買い物支援といった基盤支援を整備していくことを目的としてきた。今後は、制度からもれる人々のニーズを包括的・総合的に受け止める「総合相談」、認知症や障害等で判断能力が不十分な人を支援する「権利擁護」等の体制づくりが課題となろう。さらに、これらを利用する要援護者が社会に参加し、「自己実現」するための居場所づくりや活動の場づくりが必要となってくると考える。

- さらに、これらの活動を支援していくための「財源を作り出す仕組みづくり」についても、今後継続して検討していかなければならない課題であると認識している。
- 安心生活創造事業は、平成21～23年度までのモデル事業としての期間を終え、平成24年度からはこの成果を全国で活用していく段階となった。最初の3年間を第1ステージとすれば、平成24年度からは第2ステージと位置づけられる。
- この第2ステージでは、「総合相談」、「権利擁護」、「社会的居場所づくり」等によって、要援護者が「自己実現」できる地域社会づくりを目指して取組むことが、今後の地域福祉の一つの方向性を示す重要なものではないかと考えている。これらを本報告書の残された課題として整理して、安心生活創造事業の成果報告書を終えることとしたい。

II 事例編

※各自治体からの報告に基づき作成

地域福祉推進市町村の事例**(1) もれなく把握と個人情報共有化の事例****1) 北海道本別町**

人口	8, 190人
世帯数	3, 839世帯
高齢化率	33. 2%
ゾーン人口	8, 190人 (平成24年2月29日現在)

① 本事業の成果**○ 要援護者の把握**

在宅高齢者悉皆調査、在宅障がい重度者調査により、要援護者（ひとり暮らし世帯等の日常生活支援が必要な方）を漏れ無く把握することができた。また、民生委員の個別聞き取り方法により、高齢者の回収率が98. 4%となり、民生委員から見た支援が必要な方についても把握することができ、日常からの民生委員活動の向上にもつながった。

○ 災害時要援護者避難支援体制の構築

上記調査時に、災害時要援護者の把握もあわせて行い、自治会単位での避難支援体制の構築につながった。

○ 自治会・民生委員との個人情報共有

上記調査時に、個人情報提供についての同意署名欄を設け、97. 1%の高齢者が自治会等への個人情報提供に同意。要援護者情報を自治会と共有することにより、日常から災害時に至るまでの安否確認に役立っている。この個人情報の共有を機に、自治会単位で個人情報取扱に係る規約の制定が進んでいる。

○ 担い手の養成・確保

訪問員の担い手を「生活・介護支援センター養成研修」により圏域単位で実施し、149人が受講、活動登録者が94人となり、福祉人材の養成・確保の機会となった。

○ 権利擁護事業への発展

事業を受託する社会福祉協議会が平成23年度から法人後見実施機関となり、日常生活支援と権利擁護事業を一体的に行う体制が整備された。また、同年度から厚労省の「市民後見推進事業」にも着手している。

② 残された課題・本事業に取組んで見えてきたこと

○ 要援護者情報の更新

専任の臨時職員1名を配置し、膨大な調査結果を「地域福祉支援システム」兼（災害時要援護者避難支援個別計画）として情報の管理・更新を行なっているが、継続した職員配置が必要。

○ 対象範囲の見直しと類似サービスとの統合

介護サービス利用者、障がいサービス利用者を対象から除外しているが、サービス利用者の中でも「見守り（話し相手）」の利用希望が多い。認知症高齢者に対して長時間の見守りを行う「やすらぎ支援事業」との統合、サービス利用対象者の範囲の拡大について、今後、検討を行なっていく。

○ 利用料金の設定

1回1時間100円の利用者負担に対して500円の活動費を支出しており、利用者の増加とともに事業費用も増加していく。また、「やすらぎ支援事業」の利用料金も1回1時間100円としていることから、両事業の適正な利用者負担のあり方を検討する必要がある。

○ 自主財源の確保

本別町個性あるふるさとづくり寄付条例に基づく「福祉でまちづくり推進基金」が、7年間で920万円となり、本事業への基金充当額についての検討を進めている。本基金のみによる事業の継続が困難なことから、一般財源の投入により事業を継続していく必要がある。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業の導入

二次予防対象者及び要支援者を対象とした本事業の導入についても検討が必要である。

○ 訪問員のフォローアップ・活動受任調整

本年度に訪問員フォローアップ研修を開催しているが、継続した活動支援体制の構築が必要である。また、この間、訪問員としての活動が無い方に対するフォローアップと受任調整を行っていく必要がある。

○ 引きこもり者の情報把握・支援方法

自治会に対して個人情報の提供を行なっている際に、引きこもり者に対する調査と支援方法についての相談が複数あった。どのようにアプローチを行い、支援が必要な方に対する支援をどのように行なっていくかが課題となっている。

③ 今後の展開

○ 本事業は、第2期地域福祉計画（H23～H27）における重点事業として位置づけており、この期間中に事業の定着化を図る。

○ 対象者の把握

調査済みの台帳情報の更新、転入者及び65歳到達者、新規障がい手帳交付者・サービス利用者に対する調査を自治会、民生委員の協力を得ながら継続して実施する。

○ 個人情報の共有

本事業及び災害時要援護者避難支援計画を通じて、自治会・関係機関との個人情報の共有を進めてきたが、町内全ての自治会との個人情報共有・更新体制の構築を図る。

○ 担い手（訪問員）の養成・確保、活動支援体制の構築

利用者の増加や担い手の高齢化に対応するために、新たな訪問員の養成・確保を図るとともに、訪問員との定期的なミーティングや訪問活動による効果と課題を検証するなど、訪問員がやりがいを感じて活動を行なっていくためのサポート体制の構築を図る。

○ 権利擁護事業との組み合わせによる生活サポート体制の構築

本事業を通じて社会福祉協議会が法人後見事業を開始し、H24年度に「成年後見支援センター」を設立し、権利擁護相談、市民後見人の養成と活動支援体制整備を進めていくことから、安心生活創造事業と一体的な生活サポート体制の構築を図る。

○ 安定的な事業運営を行うための自主財源確保

安心生活創造事業の実施により、在宅生活が豊かに継続できている効果を広く周知し、町内外に対して「福祉でまちづくり推進基金」への寄付拡大を図っていく。

④ 今後新規市町村に必要なこと

○ 実施体制の検討・整備

行政所管部局、委託先所管部局における役割分担、人的配置等の検討、体制整備が必要。特に、モデル実施期間中に担当者の変更が無いように理事者等と調整を図るべき。

- 先行市町村の事例
特に、今回のモデル事業がうまく進まなかつた事例（背景・要因等）を参考とすべき。
- 地域福祉計画の策定・見直し
この事業を実施する市町村は、地域福祉計画にしっかりと位置づけすべき。
- 定期的な情報交換の場
ブロック会議の開催が困難な場合、新規モデル市町村での定期的な情報交換の場の設定が必要。